

四日市市低入札価格調査実施要綱の一部改正について

総務部調達契約課
上下水道局総務課

1 改正の背景

- (1) 令和4年3月4日付けで中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下、中央公契連モデル）のうち一般管理費等に係る部分の見直しが行われ、同年2月24日付けで、国土交通省においても同様の見直しが行われた。また、三重県においても、国交省の見直しの趣旨を踏まえ、最低制限価格及び調査基準価格の算定式の見直しを行っており、工事では、県独自として、一般管理費に乘じる算入率を中央公契連モデルよりも高い水準に引き上げている。これらのことに伴い、本市の最低制限価格及び調査基準価格についても、算定式は三重県に倣い、一般管理費に乘じる算入率は中央公契連モデルに倣った内容で改正を行うものとする。
- (2) 三重県低入札価格調査実施要領について、失格基準価格を削除する改正が行われたため、本市の低入札価格調査実施要綱の見直しを行うものである。失格基準価格は、低入札調査制度を実施する際、一定価格を下回る入札を失格とする「価格による失格基準」のことであり、国から、ダンピング対策として積極的に活用するよう要請されている。また、失格基準価格と調査基準価格に開きのある発注機関も見受けられることから、失格基準価格を低入札価格調査基準価格（以下、調査基準価格）に近づけ、適正な施工に懸念のある建設業者の排除を徹底するよう要請されている。これらのことに伴い、本市の失格基準価格は削除せず、算定式については、三重県の見積内訳書の判断基準の係数を参考に設定することとする。
- (3) 本市の低入札価格調査実施要綱に、測量調査設計業務について規定されていなかったため、最低制限価格の算定式を基に、調査基準価格及び失格基準価格の算定式の追加及び所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

- (1) 別表1 調査基準価格の算定の建設工事の一般管理費に乘じる算入率を0.68に引き上げ
- (2) 別表3 失格基準価格の算定の建設工事の②建築工事等・解体工事の算定式を修正
- (3) 別表1 調査基準価格の算定の測量調査設計業務を追加及び所要の改正

3 施行期日

令和5年4月1日

※同日以降に公告する工事等に適用する。